

未来へつながる遺贈

～遺言による寄付(遺贈)をお考えの方へ～

あなたの意思を後世に伝え**社会貢献**に役立てることができます！

奈良市社会福祉協議会に**遺贈**していただくと

大切な財産が奈良市の**地域福祉**に活かされます！！



○法人への遺贈は相続税原則非課税

奈良市社会福祉協議会は社会福祉法人であり、
本会への遺贈は相続税が原則非課税となります。

○奈良市社会福祉協議会は地域福祉の推進に取り組んでいます

社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定された公共性、公益性の高い民間の非営利組織です。

奈良市社会福祉協議会では、子どもから高齢者まで様々な福祉課題の解決に向けた取り組みを住民主体のもと進め、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」をめざしています。



子育て支援



高齢者福祉の増進



福祉教育の推進



災害支援

お問い合わせ先

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会(総務課)

〒630-8454 奈良市杏町 79 番地の 4 ☎0742-93-3100 FAX0742-61-0330

遺贈Q&A

■「遺贈」とは？

遺言書を作成し、特定の個人や団体に遺言者の財産を無償でゆずることです。財産の受取人や配分先を指定することができます。

■「遺贈のメリットや税金」は？

法定相続より優先されますので、ご自身の意思に沿った財産配分ができます。また、相続税や所得税について、原則非課税となる場合や税制上の優遇措置により非課税となる場合があります。※参照：相続税法、租税特別措置法

■「遺贈した寄付の使い道」は？

奈良市社会福祉協議会に遺贈して頂いたご寄付は、本会に設置している奈良市善意銀行を通じて地域福祉の推進のために使わせて頂きます。

※「地域福祉」とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、住民や福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題（孤独死、虐待、ひきこもり等）の解決に取り組む考え方です。

■「遺言による寄付の方法」は？

遺言書の作成

ご本人の想いをかなえるためにも遺言書をご用意ください。遺言書の作成・保管は専門家・専門機関（弁護士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士・公証人・信託銀行など）にご相談されることをおすすめします。

遺言の執行 (遺贈)

財産の引渡しや登記など複雑な手続きが必要ですので、遺言書にて遺言執行人を指定されることをおすすめします。なお、遺言執行人には専門家・専門機関を選ばれることが多いようです。

遺贈の受領

奈良市社会福祉協議会は遺言執行人からの連絡をうけ、とどこおりなく遺贈をお受けいたします。その際には確定申告に必要となる領収書等を発行いたしますので大切に保管ください。ご寄付は地域福祉活動に使わせていただきます。